生駒フォーラム
No. 105
発行責任者
高柳　忠夫
（奈良県議会議員）
事務局 東新町2－10
市民オフィス内
TEL. 71-7700
FAX. 71-7800
http://www1.kcn.ne.jp./~forum/
E_mail. forum@kcn.ne.jp

今、憲法を考える　知ってください、憲法97条。

選択の夏　　岐路に立つ憲法　－護憲の立場から－

この憲法が国民に保障する基本的人権は、

憲法11条には、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

憲法97条には、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。と書かれています。

現憲法が、最高法規の章に再度、基本的人権の条項を持ってきたのはなぜでしょうか？

基本的人権は、不可侵かつ永久の権利であり、かつ、いま生きている「現在の国民」だけに保障されるものではなく、まだ生まれていない「将来の国民」への視座があります。

特に97条は、基本的人権が、人類の自由獲得の努力の産物であるという歴史性に言及しています。「過去幾多の試練に堪へ」とは、各種の全体主義による自由と民主主義に対する攻撃や圧迫に対する抵抗と、それを守り続けてきた努力のかたちを指します。そのような歴史への眼差しは、97条の特徴でありましょう。　自民党の新憲法案では、その97条が削除となっています。

我々が保有する自由権及び人権を維持する義務、それを「公共の福祉のために」利用する責任と濫用の禁止が書かれた12条、「公共の福祉に反しない限り」において「個人の尊重」「生命・自由・幸福追求権の尊重」が規定された13条に対して、上記憲法案では、ともに「公共の福祉」を改変し、政府や国会が定めた法律などによる「秩序」「公益」を優先し、「公共の福祉に反しない限り」より更に限定的に、かつ政府の恣意的に国民の基本的人権を制限できるようになっています。

以上の改変を容易にするのが、昨今の憲法96条の憲法改正要件の緩和です。96条の緩和を許してはなりません。

この夏、重要な選択の前に、是非103条からなる我が国の憲法各条文に目を通していただき現在を生きる我々、「将来の国民」であるこれから生まれ来るまだ見ぬ子どもたちへ思いを馳せてくだされば幸甚です。

皆様の憲法に対するご意見を募集しております。

生駒フォーラム編集委員会

代表編集委員　高柳忠夫（奈良県会議員）

4月14日オープン。旧県立耳成高校跡地。
全国最大級の農産物直売所。

道の駅＆五條新町（重要伝統的建造物群保存地区）＆ももツアー

7月28日(日)

募集

夏、恒例の「道の駅＆ももツアー」の案内です。

昨年は「湯浅のお醤油、本場のシラス」「稲むらの火」で有名な廣川町の津波防災教育センターの見学を「ももツアー」で行いました。

今企画は、ももの生産者を訪ねるのはもちろんですが、五條市新町の重要伝統的建造物群保存地区を地元のボランティアの案内で、江戸・明治時代、昭和の初期の町並み、五新鉄道の鉄橋など見学と4月にオープンした奈良県で初の本格的なファーマーズマーケットで西日本で最大の売り場面積を有する農産物直売所を訪問。是非、ご参加ください。

集合時間　午前8時（厳守）

費　用　：大人4000円（昼食代含む）

締め切り：7月12日（金）

連絡先　：市民オフィス（71-7700）

行　程　：生駒駅前⇒”もも生産者”の倉庫⇒めっけもん農産物直売所⇒五條市食事⇒重要伝統的建造物群保存地区・五條市新町見学⇒橿原市”まほろば”農産物直売所⇒生駒駅前

5月25日さつまいも苗1150株植えました

小学校へ入学前の子どもたちが「土に親しむ」さつまいも植えを体験しました。秋の収穫期にはご家族、子ども会の参加歓迎です。

五月晴れの下、さつまいも植え。お母さんと一緒に

昨年、桃ツアーは湯浅しらす・廣川の堤防を見学

映画「わすれない　ふくしま」

監督　四ノ宮　浩

福島の子どもたち・パネル展　8月1日～6日せせらぎホール、8月7日～11日はばたきホール

上映　8月25日（日）13時から

場所　生駒セイセイビル市民ホール

福島の子どもたち・パネル展　8月23日～25日生駒セイセイビル2F

・広瀬要人飯舘村教育長と対談する高柳忠夫県議

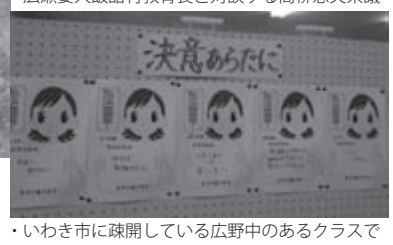

・いわき市に疎開している広野中のあるクラスで

・被災者を勇気づける三春町の滝桜

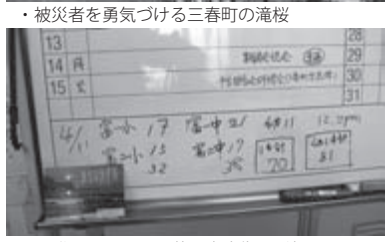
・原発から 3 キロ双葉町商店街の看板

・三春町の工場跡に避難している富岡中学校

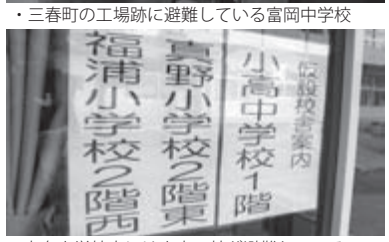

・鹿島小学校内には小中三校が避難している

・双葉郡浪江町の「エム牧場浪江農場」

・原発から 14㎞、警戒区域の中、毎日えさをあたえる

「わすれない　ふくしま」上映会　さようなら原発プロジェクト　開催します！

昨年1月に開催し皆様に大変ご好評をいただいた「さようなら原発プロジェクト第一弾『祝の島』上映会」に引き続き、その第二弾として、四ノ宮浩監督の「**わすれない　ふくしま**」の上映会を開催いたします。

震災後2年の節目にあたって放映された震災関係の特別番組には、「感動話」が多かったように思います。

この映画はその正反対の内容です。全村避難を強いられた飯舘村の人々のその後の重たく、そして生々しい現実を伝えます。震災前には「日本一美しい村」と評された村が、そこに住まう人々が、どう壊れていくかを克明にカメラは追います。

日々の忙しさの中で忘れがちで、また距離的にも離れたここ奈良にあって、この現実がまだ進行中であることを思い起こさせてくれる映画です。

そしてその根源の原因、『原発』について今一度、考えたいと思います。「**わすれない　ふくしま**」を是非ご覧ください。

日　時：8月25日（日）12：30開場
場　所：生駒セイセイビル　1F　文化ホール
協力券：一〇〇〇円
主　催：生駒フォーラム

東日本大震災復興写真展　開催

震災発生直後の写真から、今もボランティアに関わられている方々がその後の状況等を写真資料として展示します。お近くの展示会場に足をお運び、被災地に思いを馳せて下さい。

①日時：8月1日（木）～6日（火）※8/5は休館
場所：生駒市南コミュニティーセンター　せせらぎ
②日時：8月7日（水）～11日（日）
場所：生駒市北コミュニティーセンター　はばたき
③日時：8月23日（金）～25日（日）　場所：生駒セイセイビル　2Fギャラリー（※8/25はホール前）

始めよう！生駒でピコ発電

石徹白（いとしろ）小水力発電の見学に行って参りました！

去る6月13日午前6時市民オフィス事務所を出発、岐阜県郡上市白鳥町石徹白へ。出発して4時間後、白山中居神社に到着、「NPOやすらぎの里いとしろ」の久保田正則理事長とお会いしました。

石徹白はイザナミ・イザナギやくくり姫という神話上の話から始まり、また中世には白山信仰が広まり、多数の参拝者が訪れた由緒ある聖地です。境内はどこも樹齢一千年以上の杉が立ち並んでいて荘厳な雰囲気がありました。

そもそも石徹白は過疎化が進んでおり、「小水力発電はまちおこしの起爆剤でもある。実際に多数の団体・個人が連日小水力発電の見学に訪れており、6月だけでも百名を越える。その半分でも地元で飲食・宿泊してくれれば地元が潤う。また地元の良さを知ってもらい「Uターン」や「Uターン」希望者を呼び込みたい。」とのことでした。

農水路を利用したらせん型のスクリューを回転させ発電するタイプ（500 W）、水車タイプ（750 W）、道路脇の側溝に固定した一番小さいらせん型タイプ（3～10 W）と、住宅一軒分からLED街灯1灯分までの3種の水力発電機を見学、説明を受けました。潤沢な白山の雪解水で水量が豊富な石徹白と生駒市との違いがありますが、理事長曰く、「やり続けることが重要で、ひとつの核になるものを作ること。進めていけばその場所に適したものを必ず見つけることができる。」とも。

ピコ発電研究会次回会合　**興味のある方のご参加を**
7月30日（火）午後6時から、市民オフィスにて

全国で初めて

アスベスト・無届け解体に県議会が動く

毎日子どもたちが通う通学路で、大規模な建設会社倉庫の無届の解体が行われているという市民からの通報に、県土木事務所は、1年以上放置していると、**高柳忠夫議員が予算委員会**で追求。

建物の解体時での石綿飛散をさせないための県の具体的な取り組みを求めて、全国でも初めての百条委員会として「倉庫の無届解体問題調査特別委員会」を設置、6月24日に委員会としての最終の報告（無届け解体の発注者・受注者に対しての告発・法令遵守の徹底、無届け解体を許さない土木事務所の体制強化など）されます。

今、石綿が大量に使われていた時代に建てられた建物が解体の時にきており、大きな公害問題になっています。

また、王寺町や斑鳩町にある石綿工場周辺で、中皮腫や石綿プラークで健康被害を受けている住民が数多くいることが環境省の調査でも明らかになっています。

石綿工場周辺で住民が環境暴露による健康被害の実態や原因に迫る調査するよう、県議会で訴え、工場から1㎞内で石綿暴露歴のある全ての住民の健康実態を調べることになりました。

石綿に関連する環境・健康問題のご相談は市民オフィスまで

全国で初めて

6月県議会で議員発議による公共交通条例が可決予定

公共交通条例案が6月議会で、上程可決されると、全国都道府県で初の公共交通を確保するための条例が成立します。

少子高齢化の進展による公共交通、特にバス利用者の減少により、採算性の低いバス路線の休廃止や減便が進むなど生駒市を含む平野部も含め、県内全域で公共交通機関の空白区域が広がり、「買い物難民」といった日常生活における移動が困難な状況が生まれています。

条例は、県民が健康的で文化的な日常・社会生活を営むための交通手段の確保のために①県は総合的かつ計画的な公共交通施策を推進する責務があり、②その施策の推進に県、市町村、公共交通事業者、県民が連携・協働することが謳われています。

未だに、国の公共交通基本法が策定されない中、また何事も他県横並びか、遅れての対応しか出来ていなかった奈良県において議会発議によって「条例」が成立することは、全国初で画期的なものです。高柳忠夫県会議員（公共交通特別委員会委員、奈良県交通政策議員懇談会会長）